

2026 年調査用

経済産業省生産動態統計調査

タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報

染色整理月報

ニット・衣服縫製品月報

二次製品月報（製綿・ふとん、網・綱、細幅織物・組ひも・レース）

## 記入要領

[調査票番号 3150、3160、3180、3200]



政府統計

統計法に基づく国の  
統計調査です。調査票  
情報の秘密の保護に  
万全を期します。

2026 年 1 月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉦工業動態統計室



## ◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定義外の品目分を計上</li> <li>・ 定義内の品目分を未計上</li> </ul>	<p><b>調査票記入要領</b>に記載してある<b>調査品目の定義</b>や品目例示、生産などの<b>調査項目の定義</b>を確認してください。</p> <p>調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外生産分を生産に計上</li> </ul>	<p>本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「<b>生産</b>」には、<b>海外に所在する関連企業の生産分を含めない</b>でください。</p> <p>ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三国間貿易分を計上</li> </ul>	<p><b>海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。</b>実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在庫量の推計</li> </ul>	<p>在庫には、<b>月末の实在在庫量</b>を記入していただくのが原則です。</p> <p>どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず<b>定期的（四半期や半期など）に实在在庫量を確認</b>して報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複報告</li> </ul>	<p><b>自事業所（A工場）に他事業所（B工場）分を含めて報告している場合</b>、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にか<b>B工場も調査票を提出している</b>、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単位誤り</li> </ul>	<p><b>調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月末従事者数の誤り</li> </ul>	<p>「事業所」の月末従事者数には、<b>貴事業所に常時従事している全ての人数（生産及び管理などの業務に常時従事している人数）</b>を記入します。</p> <p>一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち<b>当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数</b>を記入します。</p> <p>したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。</p>

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。  
 また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

## ◆オンライン提出に関するQ&A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 -①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ <a href="https://www.e-survey.go.jp/">https://www.e-survey.go.jp/</a>
A 1 -②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書26ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト(URL)からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記E-MAILで提出してください。提出から約2週間後にログインのための調査対象者ID・初期パスワードを郵送でお送りします。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ <a href="https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword">https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword</a> なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excelのバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書2ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書27ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記E-MAILまで提出してください。

### 【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

[電話番号] 03-3501-1090 [E-MAIL] bz1-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外のQ&Aも掲載しています。）

(URL) <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

— お願い —

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者ID」や「パスワード」の情報は継続して使用いただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

# タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報

## 染色整理月報

## ニット・衣服縫製品月報

## 二次製品月報

### 記入要領

### 目次

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	2
5. 調査期日及び調査期間	2
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2
〔記入注意事項〕	
1. 一般事項	4
2. コード欄の記入について	4
3. 一括事業所の調査票の記入について	5
4. 共通調査項目別事項	5
(1)製品（製品－総合）欄	5
(2)労務欄	7
(3)備考欄	7
〔月報別記入注意事項〕	
《タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報》	9
(1)記入上特に注意すべき事項	9
(2)【1－2. 製品－用途別生産内訳】欄	9
(3)【4－1. 生産能力－タフテッドカーペット用】欄	10
(4)【4－2. 生産能力－不織布用】欄	11
《染色整理月報》	12
(1)記入上特に注意すべき事項	12
(2)【1. 製品】欄	12
(3)【2. 原材料－染料・顔料】欄	13

《ニット・衣服縫製品月報》	14
(1) 記入上特に注意すべき事項	14
(2) 【1-1. 製品-ニット生地】及び【1-2. 製品-ニット製・織物製】欄	14
(3) 【1-2. 製品-ニット製・織物製】欄の生産内訳品目	14
(4) 【4. 生産能力】欄	16
参考1 化学繊維の繊維分類と主要商標名	18
参考2 ニット生地換算表	19
参考3 重量換算	20
《二次製品月報（製綿・ふとん、網・綱、細幅織物・組ひも・レース）》	21
(1) 消費	21
(2) 品目	21
調査票のオンライン提出について	23
調査票様式	28

# タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報、 染色整理月報、ニット・衣服縫製品月報、二次製品月報 記入要領

この記入要領は、タフテッドカーペット・フェルト・不織布、染色整理、ニット・衣服縫製品、二次製品に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

## 1. 調査の目的

この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

## 2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

## 3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、タフテッドカーペット・フェルト・不織布、染色整理、ニット・衣服縫製品、二次製品に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所であって、第1表に掲げる従事者区分に該当する事業所（以下「工場」という。）が調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

**第1表 調査票、調査品目及び従事者区分**

調査票及び調査品目	調査対象となる事業所の従事者規模区分	備考
タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	20人以上	フックラッグ、織フェルト、チューブマット及び平織ラッグを生産している工場は調査の対象外です。
染色整理月報	20人以上	主たる工程を動力による機械設備により織物、ニット生地に精練・漂白、染色、整理仕上及びその他の処理を加える事業所が調査の対象です。
ニット・衣服縫製品月報	30人以上	
二次製品月報		
製綿・ふとん	20人以上	ふとんの打ち直しのみを行っている工場は、調査の対象外です。
漁網・陸上網、合成繊維綱	20人以上	
細幅織物・組ひも・レース生地	10人以上	

#### 4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

#### 5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

#### 6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2026年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（23～27ページ）を参照してください。

#### 7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

#### 8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

#### 9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

<経済産業省生産動態統計調査事務局>

電話：0120-172-938（通話料無料）

〔受付時間〕 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

**経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室**

**資源・生活用品班**

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話代表 03-3501-1511 内線 2868

## 〔記入注意事項〕

### 1. 一般事項

#### (1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

#### (2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2ページ参照）に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

### 2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、例えば、1月～9月は01～09として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2ページ参照）に照会してください。

例えば、事業所番号が13（東京都）－00058015の場合は次のように記入します。

#### 【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所番号							
				都道府県	整 理 番 号						
A 0 7	* * * *	2 0 2 6	0 1	1 3	0 0 0 5 8 0 1 5						

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。

(4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

### 3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所ごとに異なりますので、指定された内容をよく確認の上、記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき事項（4. 共通調査項目別事項）を参照の上、記入してください。

### 4. 共通調査項目別事項

#### 調査項目について

調査項目の記入は、調査品目（調査票記載品目）の製品を生産している工場の受払いを品目ごとに記入します。

#### (1) 製品（製品－総合）欄【染色整理月報は月報別記入注意事項をご確認ください】

##### ① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次の点に注意をして記入してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産（賃加工を含む。）した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ただし、繊維製品の簡易な加工（例えば、ボタン付け、かがり及び刺しゅうなど）の場合は、加工終了後、受託者から返納されてから、完成品としてあなたの工場の生産に計上してください。

ウ. あなたの工場で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

エ. 自社他工場又は他社からの受入品や輸入品で、検査のみをあなたの工場で行ったものは生産に含めず、完成品（製品）扱いとして受入、出荷、月末在庫に含めてください。

##### ② 受入

調査期間中にあなたの工場で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの

ただし、（手加工）染色整理及び包装（ラベルはり、箱入れ等）などの目的で他の工場に送られ、作業完了後再び受け入れられるものは除いてください。

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

##### ③ 消費【月報別記入注意事項をご確認ください】

##### ④ 出荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

ただし、（手加工）染色整理及び包装（ラベルはり、箱入れ等）などの目的で他の工場

に送られ、作業完了後再び受入れられるものは、出荷扱いとしないで月末在庫として計上してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

#### (販売)

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、その製品が販売業者から直ちに再加工のため委託出荷される場合は、出荷欄の「その他」に計上してください。

また、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

#### (その他)

ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの

イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 自家使用したもの（見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

カ. 自己消費したもの（ただし、調査票に消費欄が設けられている場合は、消費欄に計上してください）。

#### (販売金額)

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

ア. ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

なお、製品を包装又は梱包して出荷するものについては、その包装費又は梱包費は価格に含めてください。

注：その他の諸掛りには、積下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

イ. 委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

### ⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください（仕掛中の半製品は除きます）。

在庫には、販売済みのもので未引き渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が分離していても工場の在庫として計上してください。

なお、（手加工）染色整理及び包装（ラベルはり、箱入れ等）などの目的で他の工場に送られ、作業完了後再び受入れられるものは、在庫として計上してください。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立しますが、在庫数量には、月末の实在庫量を記入してください。

廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

$$(\text{前月末在庫} + \text{生産} + \text{受入}) - (\text{消費} + \text{販売} + \text{その他出荷}) = \text{月末在庫}$$

## (2) 労務欄

### 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「タフテッドカーペット・フェルト・不織布部門」、「染色整理部門」、「ニット・衣服縫製品部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

なお、二次製品月報については、「1. 製品」欄に記入した品目の生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「当該部門」に、事業所全体の従業者を「事業所」にそれぞれ記入してください。

#### ① 従事者とは次のものをいいます。

ア. 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

イ. 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などはア. に準じて扱います。

ウ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

エ. 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

#### ② 「タフテッドカーペット・フェルト・不織布部門」、「染色整理部門」、「ニット・衣服縫製品部門」の従事者とは、調査品目の生産（二次製品月報の「当該部門」の従事者とは、調査品目「製綿・ふとん」、「漁網・陸上網」、「合成繊維綱」又は「細幅織物・組ひも・レース」の生産）に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で配分してください。

#### ③ 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあつて区分が困難な場合は含めても差支えありません。

## (3) 備考欄

#### ① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫や原材料欄などに前月と比べ大幅な変動があった場合は、「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など差支えない範囲で主な理由を記入してください。

- ② 生産能力、設備に変化があった場合は、「設備の増減（増設、廃棄、売却、移管）」、「生産能力の見直し（生産計画、生産品目の変更）」など理由を記入してください。

## 〔月報別記入注意事項〕

### 《タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕4. 共通調査項目別事項」（5～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

#### (1) 記入上特に注意すべき事項

品目は調査票記載の区分に従い、次の点を注意して記入してください。

##### ①以下の時点をもって生産としてください。

ア. タフテッドカーペットは、タフティングマシンから取り外された時

イ. 不織布（ニードル不織布、ニードルフェルトを除く。）は、乾燥終了巻き取りロールが乾燥機から取り外された時

ウ. ニードル不織布又はニードルフェルトは、巻き取りロールがニードルパンチマシンから取り外された時

なお、耳を除去して出荷するものについては、除去後の数量を生産に記入してください。

##### ②不織布の「乾式」及び「湿式」は、設備により以下のものを言います。

ア. 乾式：ウェブの形成を標準状態の大気中で行うもの

a. ケミカルボンド式……繊維ウェブを接着剤で結合したもの

b. サーマルボンド式……熱的にウェブ中の繊維を自己接着又は接着繊維で結合したもの

c. ニードルパンチ式……機械的にウェブ中の繊維を交絡したもの（ニードルフェルトは含みますが、織フェルトにウェブをニードルパンチしたものは含めないでください。）

d. スパンボンド・メルトブロー式……熔融高分子溶液から紡糸された繊維を直接ウェブとし、主に自己接着で結合したもの

e. スパンレース式……高速ジェット水流を噴射してウェブ中の繊維を交絡したもの

f. その他の乾式……上記a. ～e. 以外の製造方法で造られた乾式不織布

イ. 湿式：水中で繊維とパルプを混濁し、製紙の方法でウェブを形成するもの

##### ③フックラッグ、織フェルト、チューブマット及び平織ラッグは調査の対象外ですので、記入の必要はありません。

#### (2) 【1－2. 製品－用途別生産内訳】欄

次の用途別区分に従って記入してください。用途別「不織布（0121～0128）」の合計は、「1－1. 製品－総合」欄の不織布「乾式（0103）」及び「湿式（0104）」の生産の合計と一致させてください。

##### ① 衣料用

衣料用芯地……紳士服、婦人服、子供服、作業衣、運動衣、帯、ファンデーション、帽子などに使われる芯地

中入綿……ジャンパー、コート、ガウン、キルティングウェアなどに使われるもの

その他……保護衣、防塵衣、販促用ジャンパーなど

##### ② 産業用

車両用……自動車内装材（カーマット基布、シート補強材、天井補強材、ドアトリム裏材、インシュレーター・フード裏材など）

その他の産業用……フィルター(集塵・液体・気体用フィルターなど)、電池セパレーター、電線押巻、リントフリーワイパー、各種ワイピング材、レザー基布、テープ基材、研磨材、油吸着材など

③ 土木・建築用

アスファルトオーバーレイ、土壌安定材、濾過用資材、浸食防止材、流砂防止材、補強材、植生マット、コンクリート養生シート、人工芝、ルーフィング、ハウスラップ、床材、壁材、遮音材など

④ 農業・園芸用

遮熱材、風よけ材、日除け材、結実保護材、育苗材、播種基材、被覆材など

⑤ 生活関連用

包装材・袋物……食品包装材、ショッピング袋、封筒、ティーバッグなど  
台所・洗濯・トイレタリー用品……ふきん・タオル・おしぼり・ワイピングクロスなどのクロス類、エプロン、水回りマット・アイロン用マットなどのマット類、たわしなど

⑥ 医療・衛生用

医療用品……病院用使い捨て用品(マスク、ガウン、シーツ、包帯、ガーゼ、サージカルテープ、白衣、手術用衣、手袋など)、湿布薬基布、粘着テープなど  
衛生用品……生理用品、使い捨ておむつ、失禁者用パットなど

⑦ その他用(上記①～⑥の需要部門以外の用途向けに生産されたもの)

寝装寝具用……毛布、シーツ、ベッドカバー、マクラカバー、ふとん、座ぶとんなど  
インテリア用……カーペット、カーテン、壁紙、ブラインド、クッション、造花など  
家具緩衝材、音響器材、靴鞄材などの用途向けのもの

(3) 【4-1. 生産能力ータフテッドカーペット用】欄

タフテッドカーペット用生産ラインの月間生産能力の算出方法については、あなたの工場で保有(借用中のものを含む。)している設備ごとに、その設備で生産する主要品目に関して以下の算式により求め、工場全体の月間生産能力としてください。

① タフティングマシンの月間生産能力を記入してください。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲から除外してください。

② 月間生産能力は、設備ごとに生産が可能な状態にある場合に、その生産設備で1日に**生産可能な最大産出量**を「日産能力」とし、これにあなたの工場で想定されている「年間操業日数」を乗じ、さらに12で除して1か月の能力としてください。調査単位は、「平方メートル」で記入してください(小数点以下は、四捨五入してください。)

算式

$$\text{月間生産能力} = \text{日産能力} \times \text{年間操業日数} \times 1/12$$

③ 年間操業日数は、労働協約で定めた日数で、設備区分ごとに年間で操業が可能な最大日数とします。災害、ストライキ、行政的な制約などによる生産制限、一時的な需給関係など経済状況の変化による操業日数の変動、従事者数の一時的な変化は生産能力算定に含めないでください。

④ 生産能力は、基本的には毎月変動するものではなく、各設備における原材料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良や設備の部分的な改良、生産品目の変更などにより、

生産能力に変化があった場合は、規模の大小に関係なく改定値の報告をお願いします。

#### (4) 【4－2．生産能力－不織布用】欄

不織布用生産ラインの月間生産能力の算出方法については、あなたの工場で保有（借用中のものを含む。）している設備ごとに、その設備で生産する品目に関して以下の算式により求め、工場全体の月間生産能力としてください。

- ① 不織布生産設備の月間生産能力を記入してください。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲から除外してください。

- ② 月間生産能力は、設備ごとに生産が可能な状態にある場合に、その生産設備で1日に**生産可能な最大産出量**を「日産能力」とし、これにあなたの工場で想定されている「年間操業日数」を乗じ、さらに12で除して1か月の能力としてください。調査単位は「キログラム」で記入してください（小数点以下は、四捨五入してください。）。

#### 算式

$$\text{月間生産能力} = \text{日産能力} \times \text{年間操業日数} \times 1/12$$

- ③ 年間操業日数は、労働協約で定めた日数で、設備ごとに年間で操業が可能な最大日数とします。災害、ストライキ、行政的な制約などによる生産制限、一時的な需給関係など経済状況の変化による操業日数の変動、従事者数の一時的な変化は生産能力算定に含めないでください。

- ④ 生産能力は、基本的には毎月変動するものではなく、各設備における原材料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良や設備の部分的な改良、生産品目の変更などにより、生産能力に変化があった場合は、規模の大小に関係なく改定値の報告をお願いします。

- ⑤ 「(1)記入上特に注意すべき事項 ②」（9ページ）の不織布の設備に基づき生産実績を記入してください。

記入に際しては、設備別生産実績と「1－1．製品－総合」生産欄の不織布「乾式(0103)」及び「湿式(0104)」の合計と一致させてください。

## 《染色整理月報》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕 4. 共通調査項目別事項」（5～8 ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

### (1) 記入上特に注意すべき事項

織物の組成繊維による区分

#### ①混交織織物の名称について

ア. 2種類以上の異なる繊維が混用されている混交織織物の名称については、これら繊維のうち重量割合の最も多い繊維の名称で呼びます。

イ. 使用されている繊維の重量割合が同率であるときは、毛、絹、麻、合成繊維、アセテート、綿、キュプラ及びビスコースの順で呼びます。

なお、2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混交織織物において、合成繊維間の重量割合が異なる場合は重量の多いものに格付けし、重量割合が同率のときはポリエステル、ナイロン、アクリル、ビニロン、その他（ビニリデン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリウレタンなどを含む。）の順に格付けしてください。

（例）2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混交織織物の扱い

混 用 率					呼 称		
{	ナイロン	15%	ポリエステル	30%	ビニロン	15%	ポリエステル(混交織織物)
	毛	40%					
	ポリエステル	30%	ナイロン	30%	絹	40%	ポリエステル( 〃 )
	アクリル	40%	ナイロン	40%	綿	20%	ナイロン( 〃 )

②長繊維織物と短繊維織物の区分は、前記②によって格付けされる繊維の内容が長繊維が主であるか、紡績糸が主であるかによって区分してください。

③ニット生地については、たて編、丸編別に記入してください。

### (2) 【1. 製品】欄

#### ① 加工品

ア. 精練・漂白品……精練及び漂白品としての工程を行ったもの

精練とは、一般に色素以外のすべての不純物を除く工程であり、漂白とは、色素のみ分解除去する工程をいう。

イ. 浸 染 品……浸染（無地染）品としての工程を行ったもの

浸染とは、織物又はニット生地などを無地染にする工程をいう。

ウ. な っ 染 品 ……なっ染品としての工程を行ったもので、ローラーによるものと自動スクリーンによるもの（インクジェット方式を含む。）

なっ染品とは、糊料中に染料その他の薬品を加えて、これを白地又は無地染を施した糸布類に印捺（印花）し模様染とする染色法をいう。

エ. 整 理……整理とは、繊維の種類や用途に従って、一定の概観や風合など（糊付幅出し、艶出し、防縮、防しわ、縮絨、剪毛など）を

持たせるための工程を行ったもの（上記ア、イ、ウ、以外のもの）

## ② 加工高

ア. 紡績、化合織メーカー、織物業者、編立業者又は販売業者より受託して染色整理したものの記入方法は以下のとおりです。

調査期間中にあなたの工場において、染色整理を終えた数量を、「精練・漂白品」、「浸染品」、「なっ染品」、「整理」の加工品別に、加工高の染色整理の品目別該当欄に記入してください。

なお、整理は原則として先染品（トップ染、糸染品）又は手加工品の整理並びにその他の仕上げのみを行ったものに限り記入します。したがって、毛布、ネルの起毛、又は特殊加工のみ行ったような場合はこれに含めません。

イ. 機械染色整理業者間での委（受）託関係の取り扱い

機械染色整理業者であって、染色整理加工（手加工の場合を除く。）を他の機械染色整理業者に委託又は機械染色整理業者から受託した場合の取扱いは、次により記入してください。

（ア）全行程を委（受）託した場合

委託者…全工程を委託した織物などについては「加工高」に記入しないでください。

受託者…全工程を受託した織物などについては「加工高」を該当欄に記入してください。

（イ）工程の一部（前工程、中間工程、最終工程のそれぞれについて）を委（受）託した場合

委託者……一部の工程を委託した織物などについては、「加工高」を該当欄に記入してください。

受託者……一部の工程だけを受託した織物などについては記入しないでください。

注：上記（ア）、（イ）については、重複記入を避けるためのものであり、委託者、受託者とも、特にこの点を注意の上記入してください。

## ③ 加工賃

染色整理については、前記①加工高に見合った加工賃を「精練・漂白品」、「浸染品」、「なっ染品」及び「整理」の加工品別に、該当欄に記入してください。

## ④ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に実際に保管してある製品の数量を記入してください。

なお、製品は、有姿のまま（製品換算をしない。）で記入してください。

製 品

製品とは、精練・漂白加工、浸染加工、なっ染加工及び整理仕上げを終え、染色整理品として完成の状態にあるものをいいます。

## (3) 【2. 原材料－染料・顔料】欄

### 消 費

調査期間中にあなたの工場では調査品目の染色整理加工のために消費した染料及び顔料を記入してください。

なお、消費は、原則として指定した品目のための消費に限りますが、指定品目が品目群（いわゆる業種）をほぼ代表しうる場合は、指定しないその他の品目のための消費を含むこともやむを得ません。

## 《ニット・衣服縫製品月報》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕 4. 共通調査項目別事項」（5～8ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

### (1) 記入上特に注意すべき事項

①製品の賃加工の場合には、委託者ではなく受託者が申告してください。ただし、簡易な加工（例えば、ボタン付、かがり及び刺しゅうなど）を受託した場合には、受託者がこれを生産、出荷、在庫のいずれも記入する必要はなく、これらの加工終了後、委託者に返納されてから、委託者が完成品として生産、出荷、在庫に記入してください。

#### ②混紡糸の名称について

ア. 2種類以上の異なる組成繊維が混用されている混紡糸の名称については、使用されている繊維のうち重量割合の最も多い繊維の名称で呼びます。

イ. 使用されている繊維の重量割合が同率であるときは、毛、合成繊維、綿、再生・半合成繊維の順で呼びます。

なお、2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混紡糸において、合成繊維間の重量割合が異なる場合は重量の多いものに格付けし、重量割合が同率のときはポリエステル、ナイロン、アクリル、その他（ビニロン、ビニリデン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリウレタンなどを含む。）の順に格付けします。

（例）2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混紡糸の扱い

混 紡 率	呼 称
{ ナイロン 15%    ポリエステル 30%    ビニロン    15% 毛                    40%	ポリエステル(混紡糸)
ポリエステル 30%    ナイロン 30%    綿                    40%	ポリエステル(    )
アクリル            40%    ナイロン 40%    綿                    20%	ナイロン(    )

### (2) 【1-1. 製品-ニット生地】及び【1-2. 製品-ニット製・織物製】欄

1-1. 製品-ニット生地欄の単位はkgです。kg単位の記入が難しい場合は、19ページの「参考2 ニット生地換算表」により記入してください。なお、横編：編立てから製品まで一貫して生産したものについては製品だけ記入し、生地は記入しないでください。

#### ①消 費

調査期間中にあなたの工場で他の製品（調査票記載品目）の加工用として消費した数量を記入してください。ここでいう消費（製造工程投入）とは、縫製部門（工業用マシンにかける）に投入したものをいいます。

なお、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

### (3) 【1-2. 製品-ニット製・織物製】欄の生産内訳品目

「1-2. 製品-ニット製・織物製」欄の「外衣」（ニット製・織物製）、「下着・補整着・寝着類」（ニット製・織物製）、及び「靴下」（ニット製）については、生産量の内訳を調査票の品目区分に従って記入してください。

なお、当該品目の生産量は、内訳品目の生産量の合計と一致させてください。

## 〈ニット製・織物製「外衣」〉

上下組調査のものは上衣、下衣別に1点として記入します。

### ① ニット製「セーター・カーデガン・ベスト類」

毛その他の糸で編まれた、かぶり式のプルオーバーであるセーター、前をボタンなどで掛けるか前を留めないボレロ風のウェアであるカーデガン、プルオーバー・ベスト、オープン・ベストなどをいいます。

### ② ニット製「スポーツ用（上衣・ズボン・スカート）」

（上衣）

トレーニングウェア上衣、スポーツ（野球、テニス、スキー、スケート、登山、ゴルフ、乗馬など）用の上衣をいい、つなぎのようなウェア、ウインドブレーカーも含めます。

（ズボン・スカート）

上記スポーツ用上衣のズボン、短パン、スラックス、スカート、トレーニングパンツなどをいいます。

### ③ ニット製「アウターシャツ・スポーツシャツ・Tシャツ」

開襟シャツ、ポロシャツ、ラガーシャツ、ヘンリーネックシャツ、ハイネックシャツ、Tシャツなどをいいます。

### ④ 織物製「スーツ類（上衣・ズボン・スカート）」

（上衣）

タキシード・モーニングなどを含み、スーツ用の上衣をいいます（三ツ揃いのベストは上衣に含めて記入します。したがって、三ツ揃いの上衣・ベストで1点。）。

（ズボン・スカート）

スーツ用のものをいいます。

### ⑤ 織物製「ズボン・スラックス・スカート類」

スーツ用以外のズボン、スカートなどをいい、パンツ（裾丈の変化を伴う。）、キュロットスカートを含めます。

### ⑥ 織物製「校服（上衣・オーバーコート・ズボン・スカート）」

（上衣）

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校及び大学用などの学生服上衣をいい、コートを含めます。

（ズボン・スカート）

幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校及び大学用などのものをいいます。

ニット製の校服は、「その他のニット製外衣（0125）」に計上してください。

### ⑦ 織物製「制服・作業服・事務服（上衣（衛生白衣を含む）・オーバーコート・ズボン・スカート）」

（上衣）

警察、消防、自衛隊用などの官公需用制服及び作業服、コート、事務服の上衣、企業の制服、つなぎ服、ジャンパー型、衛生白衣、診察衣、看護衣、美容衣、理容衣及び試験所・研究所白衣などをいいます。

割ぼう着は、「その他の織物製外衣（0140）」に含みます。

（ズボン・スカート）

警察、消防、自衛隊用など官公需用及び作業服、事務服用制服のものをいいます。

ニット製の制服・作業服・事務服は、「その他のニット製外衣（0125）」に計上してください。

### ⑧ 織物製「ワイシャツ・ブラウス」

ワイシャツ及びブラウスの全てをいい、半袖の襟たて仕立てのものも含めます。

⑨ ニット製・織物製「その他のニット製外衣・その他の織物製外衣」

上記以外（①～⑧に特掲されていない外衣であって、コート、ジャケット類、ドレス類、海水着なども含めます。）

〈ニット製・織物製「下着・補整着・寝着類」〉

⑩ ニット製「アンダーシャツ」

丸首シャツ、Vネックシャツ、スプリングシャツ、ランニングシャツ、タンクトップなどをいいます。

織物製のアンダーシャツは、「その他の下着・補整着・寝着類（0143）」に計上してください。

⑪ ニット製・織物製「パンツ類」

パンツ、ブリーフ、トランクス、ショーツ、パンティ、ステテコをいいます。

⑫ ニット製・織物製「その他の下着・補整着・寝着類」

スリッパ、キャミソール、ビスチェ、ブラトップ、ペチコートなど成年女子用及び少女用の下着をいいます。

ガードル、ブラジャー、ウエストニッパー、ボディースーツ、オールインワン、スリーインワン、コルセットなどの補整着をいいます。

パジャマ、ネグリジェなどの寝着類をいい、ナイトガウン、腹巻を含めます。

〈ニット製「靴下」〉

⑬ 「パンティストッキング」

パンティストッキング機により製造された長靴下をいいます。

⑭ 「その他の靴下」

B式及びあぜ編機により編成した短靴下、スポーツ用長靴下（ゴルフ用、テニス用、スキー用、野球用など）、ストッキング、ラッシュェル・パンティストッキング、長靴下（ハイソックス、ニーソックス、指付長靴下、フルファッション靴下、トリコット靴下など）、タイツ（ボディータイツを含む。）、スパッツ、レギンス、トレンカ、足袋ソックスをいいます。

(4) 【4. 生産能力】欄（手袋（0133）については、記入不要です。）

① 靴下用丸編機

ニット製「靴下」の生産に使用している機械を記入してください。

② 工業用動力ミシン（足踏機は除く。）は特殊ミシンと本縫いミシンの合計を記入してください。

③ 月間生産能力

ア. 月間生産能力をそれぞれの品目区分に従って記入してください。

ただし、将来廃棄を予定して休止した設備及び現在休止中で再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とする設備は、生産能力の対象範囲から除外してください。

イ. 月間生産能力は、設備ごとに生産が可能な状態にある場合に、その生産設備で1日に生産可能な最大産出量を「日産能力」とし、これにあなたの工場で想定されている「年間操業日数」を乗じ、更に12で除して1か月の生産能力としてください。調査単位は、靴下用丸編機、工業用動力ミシンともに「点」で記入してください（小数点以下は四捨五入してください。）。

算式

$$\text{月間生産能力} = \text{日産能力} \times \text{年間操業日数} \times 1 / 12$$

ウ. 年間操業日数は、労働協約で定めた日数で、設備ごとに年間で操業が可能な最大日数とします。災害、ストライキ、行政的な制約などによる生産制限、一時的な需給関係など経済状況の変化による操業日数の変動、従業者数の一時的な変化は生産能力算定に含めないでください。

エ. 生産能力は、基本的に毎月変動するものではなく、各設備における原材料の前処理法の進歩、製造工程上の技術的な改良や設備の部分的な改良、生産品目の変更などにより生産能力に変化があった場合には、規模の大小に関係なく改定値の報告をお願いします。

#### ④ 生産実績

「1－2. 製品－ニット製・織物製」欄の調査品目の生産を設備別に記入してください。

- ・「靴下用丸編機(0401)」の生産実績＝「靴下(0130A)」の生産のうち「靴下用丸編機(0401)」を使用して生産した製品（単位：点）
- ・「工業用動力ミシン(0402)」の生産実績＝「ニット製外衣(0121A)」の生産＋「ニット製下着・補整着・寝着類(0126A)」の生産＋「織物製外衣(0134A)」の生産＋「織物製下着・補整着・寝着類(0141A)」の生産のうち「工業用動力ミシン(0402)」を使用して生産した製品（単位：点）

参考 1 化学繊維の繊維分類と主要商標名

繊維分類	品目名	繊維名（家庭用品品質表示法による統一文字）	主要商標名
合成繊維	ポリエステル	ポリエステル	テイジンテトロン、クラベラ、東洋紡エステル、旭化成エステル、ユニチカエステル、ソルーナ、東レテトロン、クラレエステル、ソロテックス
	ナイロン	ナイロン	プロミラン、東洋紡ナイロン、レオナ、ユニチカナイロン、東レナイロン
	アクリル	アクリル	トレロン、ボンネル、ベスロン、エクスラン
		モダクリル（アクリル系）	カネカロン
	その他の合成繊維系	アラミド	テクノーラ、トワロン、ケブラー、コーネックス
		ビニロン	クラレビニロン、ユニチカビニロン、ビロン
		ポリウレタン	エспа、ロイカ、フジボウspanデックス、モビロン、ライクラ
		ポリエチレン	ダンゼックス、ダイニーマ
		ポリプロピレン	パイレン、ダイワボウポリプロ、チッソポリプロ、東亜紡ポリプロ、宇部日東ポリプロ
		ビニリデン	サラン
再生・半合成繊維	ビスコース人絹糸及びビスコーススフ糸	レーヨン	コロナ、ホープ、クラビオン
	キュプラ糸	キュプラ	ベンベルグ、ベンリーゼ
	アセテート糸	アセテート	リンダ
		トリアセテート	ソアロン

注：長繊維、紡績糸共通のもの。

## 参考2 ニット生地換算表

この表は、「1-1. 製品-ニット生地」欄に kg 単位での記入が困難な場合にのみニット製品より換算したニット生地量を使用してください。

(単位：1点当たりの kg)

		品 目	重 量			品 目	重 量
外 衣	紳 士 用	スーツ類上衣	0.850	外 衣	男 児 用	スラックス	0.250
		〃 ズボン	0.490			セーター	0.220
		オーバーコート類	2.035			ワイシャツ	0.140
		替上衣 (ブレザー)	0.850			Tシャツ	0.120
		ジャンパー	0.500			Tシャツ以外のシャツ	0.150
		替ズボン (スラックス)	0.490		女 児 用	スーツ類上衣	0.400
		セーター	0.340			〃 ズボン	0.300
		カーデガン	0.250			〃 スカート	0.250
		トレーニングシャツ	0.260			オーバーコート	0.700
		〃 パンツ	0.250			ブレザー	0.400
		スキーウェア	0.550			ジャンパー	0.300
		海水パンツ	0.070			ズボン・スラックス	0.300
		ワイシャツ	0.180			ワンピース	0.300
		Tシャツ	0.120			スカート	0.250
	Tシャツ以外のシャツ類	0.200	セーター	0.220			
	ガウン	1.000	ブラウス	0.150			
	婦 人 用	スーツ類上衣	0.550	下 着	紳 士 用	アンダーシャツ	0.150
		〃 スカート	0.500			パンツ	0.060
		〃 ズボン	0.450			ズボン下・ロングパンツ	0.150
		オーバーコート	1.300	補 整 着	婦 人 用	アンダーシャツ	0.150
		レインコート・ダスターコート	1.100			パンティ	0.040
		ブレザー	0.550			スリッパ	0.120
		ジャンパー	0.400			ブラジャー	0.050
		ズボン・スラックス	0.450			ガードル	0.140
ワンピース		0.650	ボディスーツ			0.200	
スカート		0.500	寝 着 類			紳 士 用	パジャマ
セーター	0.320	婦 人 用		ネグリジェ	0.400		
トレーニングシャツ	0.240			パジャマ	0.350		
〃 パンツ	0.230			靴	ソックス		0.025
スキーウェア	0.450	紳 士 用	タイツ		0.025		
水 着	0.120		婦 人 用		ソックス	0.025	
ブラウス	0.170	パンティストッキング			0.018		
Tシャツ	0.140	下	ストッキング	0.015			
ガウン	1.000		タイツ	0.190			
キッチンウェア	0.150						
外 衣	男 児 用	スーツ類上衣	0.500				
		〃 ズボン	0.250				
		オーバーコート	0.800				
		ブレザー	0.500				
		ジャンパー	0.300				

注：① 上記ニット生地換算表には、裁断損失分を含めます。 ② 適合品がない場合には、近似品目で換算してください。 ③ 大人用を標準にしておりますので少年・少女・幼児用は4分の3位を目安にしてください。

### 参考3 重量換算

この調査は、重さの単位にkgを採用しています。

製品の規格にポンド法や尺貫法を使用している場合は、以下に示す方法により、kgに換算してください。

(参考) 単位換算表

計量単位

	計量単位	メートル法換算
重	1 匁 (モンメ)	3.75グラム
	1 貫 (カ ン)	3.75キログラム
量	1 ポ ン ド	0.4536キログラム

[計算例]

例1. 3,685 ポンドを kg に換算すると

$$3,685 \text{ ポンド} \times 0.4536 = 1,672\text{kg} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

例2. 523 貫を kg に換算すると

$$523 \text{ 貫} \times 3.75 = 1,961\text{kg} \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

## 《二次製品月報》

調査項目別に記入する場合は、「〔記入注意事項〕 4. 共通調査項目別事項」（5～8 ページ）によりますが、次の記入注意事項も必ず参照してください。

### (1) 消 費

調査期間中にあなたの工場で製綿を使用して、掛けふとん、敷ふとん、こたつふとん、座ぶとん、丹前、はんでん、クッションなどの生産をするために消費した数量を記入してください。

なお、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

### (2) 出 荷（その他）

受託生産品を委託元である販売業者(A)を介さず、そのまま再加工先の事業者(B)に出荷（販売業者(A)からの委託により）する場合は、「出荷(販売)」ではなく、「出荷(その他)」に計上してください。

### (3) 品 目

品目は調査票記載の区分に従って記入してください。

#### ア. 製 綿

(ア) 合成繊維……………合成繊維 100%の綿（わた）をいい、中入れ綿とふとん綿の合計を記入してください。

(イ) その他（羊毛を含む）……綿花 100%の綿、綿に合成繊維、化学繊維などを混ぜた綿、羊毛わた（羊毛混を含む）を記入してください。

#### イ. ふとん

(ア) 掛けふとん……………和掛ふとん、洋掛ふとんの合計を記入してください。なお、中入れ綿（含むふとん綿）を使用したかいまき、肌掛けなども含めてください。

(イ) 敷きふとん

(ウ) こたつふとん……………こたつ掛けふとん、こたつ敷きふとんの合計を記入してください。ただし、こたつ敷きパット（こたつペットともいう。）は除いてください。

(エ) 羽毛・羽根ふとん

羽毛ふとん……………ダウン 50%以上のもの（ダウン含有率表示 50%以上のもの）

羽根ふとん……………ダウン 50%未満のもの（ダウン含有率表示 50%未満のもの）

#### ウ. 漁網・陸上網、合成繊維網

(ア) 漁網・陸上網……………網地のことであって仕立て上がりを目指すものではなく、また樹脂、顔料、タンニン、コールドールなどによる加工の有無を問いません。

(イ) 合成繊維網……………合成繊維であれば原糸の種類で区別する必要はありません。

#### エ. 細幅織物

細幅織機で製織した織物で原則として幅 13 cm（5 インチ）未満のものをいいます。

ただし、ゴム糸入り織物及びゴム状弾性糸を使用した織物は織幅に関係なく全てを含めてください。

オ. 組ひも

製ちゅう（紐）機で製造したひも（紐）類の総称で、ゴムひも、靴ひも、綴じひも、結束用、服装用、包装用、ブラインド用などの組ひも及び巻きひも（横巻きゴムひも）、編みひも（リリヤーン）、よりひもなどをいいます。

（注：麻真田ひも、チューブマット用組ひも、モール、編織房（フリンジ）、より房は調査対象外ですから注意してください。）

カ. レース生地

（ア）編・ボビン……ラッセルレース、リバーレース、カーテンレース、トーションレース、ブレンネットなどをいいます。

なお、上記のラッセルレースとは、ラッセルレース機によりジャカードまたはパターンチェンホイールを用いて編成された亀甲沙、カーテンレース、衣料用広幅レース、細幅レースなどをいいます。

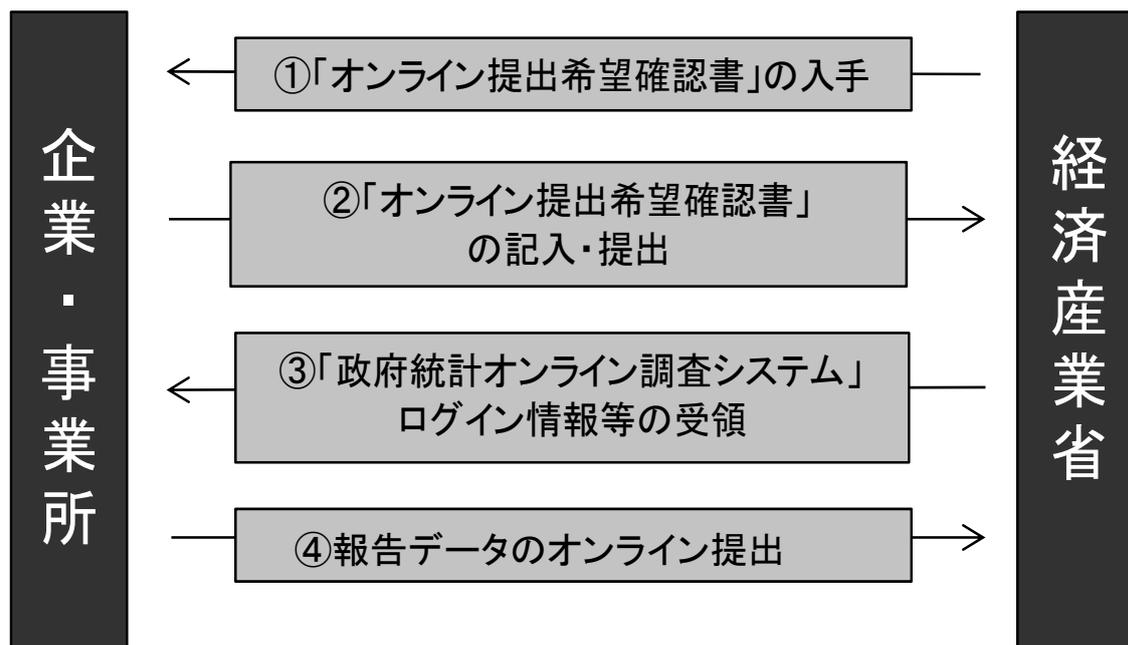
（イ）刺しゅう……エンブroidアリーレース、ケミカルレースをいいます。

## 調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

### システム利用手続きの流れ



#### (1) システム利用に関する手続きの流れ（※）

##### ①「オンライン提出希望確認書」の入手

26 ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】(※)の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式 (Excel 形式) の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

##### ②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へ E-MAIL 又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

##### ③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者 ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

##### ④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者 ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となります。

## (2) オンライン提出希望確認書記入要領

### ① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

### ② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、25 ページで確認してください。

### ③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

## (3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、27 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

## (4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861~2862 (内線)

## (5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bz1-stats-info@meti.go.jp

## 【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

### ●システム環境（2025年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel 調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11(※1) Windows 10(※1)	Firefox 142 Google Chrome 139 Microsoft Edge 139	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 15.6	Safari 18	

(※1) 「デスクトップモード」 の場合に限りです。

(※2) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。  
また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・Microsoft 365 又は Excel 2024 をご利用の場合、ActiveX コントロールの無効状態によってマクロ機能が無効となっている場合がありますので、その場合は以下の URL に対処法の記載があります。

[https://www.e-survey.go.jp/faq/Security\\_risk](https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk)

### ●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

[https://www.e-survey.go.jp/recommended\\_env](https://www.e-survey.go.jp/recommended_env)

### ●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

### ●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



# オンライン提出希望確認書（経済産業省）

## 【 新規届 】

記入日： \_\_\_\_\_

オンライン開始希望時期	年	月分の提出から
-------------	---	---------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒                    )		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

(2023.06様式)



# オンライン提出希望確認書（経済産業省）

## 【 変更届 】

記入日： \_\_\_\_\_

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒 )		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: [bzl-stats-info@meti.go.jp](mailto:bzl-stats-info@meti.go.jp)

(2023.06様式)



政府統計

# タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報

(2026年 月 分)

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

注：織フェルト、チューブマットは記入する必要はありません。

1-1. 製品 - 総合	項目	単位	番号	生産		出荷		月末在庫						
				数量	金額(千円)	数量	金額(千円)	数量	金額(千円)					
タフテッドカーペット (不織布カーペットを除く)	プレスフェルト(ニードルフェルトを除く)	m	0101	A		B		C		D		E		F
	不乾式	kg	0103											
	織湿式	kg	0104											

注：「1-1.製品-総合」の不織布の「生産」内訳を記入してください。

1-2. 製品 - 用途別生産内訳		項目	番号	生産	単位: kg
品目	用途				
不織布	衣料	用	0121	A	
	産業用	用	0122		
	その他の産業用	用	0123		
織布	土木・建築	用	0124		
	農業・園芸	用	0125		
その他	生活関連	用	0126		
	医療・衛生	用	0127		
	その他	用	0128		

注：生産実績欄には、「1-1. 製品-総合」の不織布の「生産実績(乾式及び湿式の合計)」を記入してください。

4-2. 生産能力 - 不織布用		項目	番号	設備別生産実績	単位: kg
設備名	用途				
不織布生産設備(乾式及び湿式)	0421	A		B	

月間生産能力 = 日産能力 × 年間操業日数 × 1/12 (kg/月)

3. 労務		業務番号	月末従事者数	単位: 人
区分	分			
タフテッドカーペット・フェルト・不織布部門	0301	A		
事業所	0302			

4-1. 生産能力 - タフテッドカーペット用			
設備名	項目	単位数	番号
タフテイングマシン	m	0401	
	月間生産能力	A	

備考

企業名	本社又は本店所在地	(〒 - ) (電話 - )
事業所名	事業所所在地	(〒 - ) (電話 - )
報告者の氏名	作成者の所属部署名及び氏名	(電話 - )

統計調査番号	調査票番号	年	月	日	事業所番号	整理番号
A07	31502026	2026	02	06		

法人番号



政府統計



経済産業省生産動態統計調査

# 染色整理月報

(2026年 月 分)

基礎	幹	統	計
経済産業省	生産動態	統計	
提出先	経済産業大臣		
提出期日	翌月15日		
提出部数	1部		

1. 製品		項目	単位	品番	精練・漂白品	浸染品	なっ染品	整理	月末在庫	番号
品目				品名	A	B	C	D	製品	E
織物	綿織物	1000㎡	0101							0101
	羊毛織物	1000㎡	0102							0102
	紡毛織物	1000㎡	0103							0103
	絹・絹紡織物	1000㎡	0104							0104
	人絹・キュプラ・アセテート織物	1000㎡	0105							0105
	スフ織物	1000㎡	0106							0106
合成繊維織物	ナイロン	1000㎡	0107							0107
	ポリエステル	1000㎡	0108							0108
	ポリエステル	1000㎡	0109							0109
加工	加工	千円	0110						0110	
ニット生地	合編	1000㎡	0111							0111
	丸編	1000㎡	0112							0112
	その他の丸編	1000㎡	0113							0113
加工	加工	千円	0114						0114	

2. 原材料-染料・顔料		項目	番号	消費	費
原材料名				A	
直	接	0201			
酸性	(金属錯塩を含む)	0202			
カチオン・ラビット・その他の塩基		0203			
建築	(硫化を含む)	0204			
分散		0205			
反応		0206			
蛍光		0207			
その他の染料(アニンを含む)		0208			
顔料		0209			

3. 労務		番号	月	末	従	事	者	数
区分				A				
染色整理部門	0301							
事業所	0302							

備考											
統計調査番号	A	0	7	3	1	6	0	2	0	2	6
調査票番号											
年	20		26								
月											
都道府県											
事業所番号											
整理番号											
法人番号											

企業名	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - )
事業所名	事業所所在地	(〒 - - ) (電話 - - )
報告者の氏名	作成者の所属部署名及び氏名	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

経済産業省(鉱工業動態統計室)

令和4.12改正



# ニット・衣服縫製品月報

(2026年 月 分)

基 幹 統 計	経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1-1. 製品 - ニット生地		ニット生地専業者、ニット生地縫製一貫業者用						単位:kg
品 目	項 目 番 号	生 産 A	受 入 B	消 費 C	出 荷		月 末 在 庫 G	
					販 売			そ の 他 F
					数 量 D	金 額 (千円) E		
綿 生 地	0101							
毛 生 地	0102							
合 成 繊 維 生 地	ナイロン	0103						
	アクリル	0104						
	ポリエステル	0105						
	その他の合成繊維生地	0106						
その他の繊維製生地	0107							

注：1. 横編：編立てから製品まで一貫して生産したのものについては製品だけ記入し、生地は記入しないでください。  
2. kg単位で記入するのが困難な場合には、記入要領に掲載の簡易換算表により換算してください。

1-2. 製品 - ニット製・織物製		単位:点					
品 目	項 目 番 号	生 産 A	受 入 B	出 荷		月 末 在 庫 F	
				販 売			そ の 他 E
				数 量 C	金 額 (千円) D		
ニ ッ ト 製	外 衣	0121					
	セーター・カーデガン・ベスト類	0122	}				
	スポーツ用(上衣・ズボン・スカート)	0123					
	アウターシャツ・スポーツシャツ・Tシャツ	0124					
	その他のニット製外衣	0125					
	下 着 ・ 補 整 着 ・ 寝 着 類	0126					
	アンダーシャツ	0127	}				
	パ ン ツ 類	0128					
	その他の下着・補整着・寝着類	0129					
	靴	下	0130				
パンティストッキング	0131	}					
その他の靴	0132						
手 袋	0133						
織 物 製	外 衣	0134					
	スーツ類(上衣・ズボン・スカート)	0135	}				
	ズボン・スラックス・スカート類	0136					
	学校服(上衣・オーバーコート・ズボン・スカート)	0137					
	制服・作業服・事務服(上衣(衛生白衣を含む)・オーバーコート・ズボン・スカート)	0138					
	ワイシャツ・ブラウス	0139					
	その他の織物製外衣	0140					
	下 着 ・ 補 整 着 ・ 寝 着 類	0141					
	パ ン ツ 類	0142	}				
	その他の下着・補整着・寝着類	0143					

3. 労 務		単位:人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数 A
ニット・衣服縫製品部門	0301	
事業所	0302	

4. 生 産 能 力					
区 分	単 位	番 号	月 間 生 産 能 力 A	生 産 実 績 B	
靴 下 用 丸 編 機	点	0401			
工 業 用 動 力 ミ シ ン	点	0402			

備考

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 名 氏 及 び 所 属 部 署 名	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7 3 1 8 0	2 0 2 6		都 道 府 県 整 理 番 号
法人番号			



政府統計



経済産業省生産動態統計調査

# 二次製品月報

(製綿・ふとん、網・網、組幅織物・組ひも・レース)

(2026年 月 分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品			生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫	
品 目	単 位	番 号				販 売		そ の 他		
						数 量	金 額 (千 円)			
			A	B	C	D	E	F	G	
製 綿	合 成 織 維	kg	0101							
	そ の 他 (羊 毛 を 含 む)	kg	0102							
ふ と ん	掛 け ふ と ん	枚	0103							
	敷 ふ と ん	枚	0104							
	こ た つ ふ と ん	枚	0105							
	羽 毛 ・ 羽 根 ふ と ん	枚	0106							
漁	網	kg	0107							
陸	上 網	kg	0108							
合 成 織 維	網	kg	0109							
組 幅 織 物		kg	0110							
組 ひ も		kg	0111							
レ ー ス 生 地	編 ・ ポ ビ ン	m	0112							
	刺 し ゆ う	m	0113							

- 注：1. 製綿には、中入綿・ふとん綿を含めます。  
 2. こたつふとんには、こたつ敷ふとんを含めます。ただし、こたつパット(こたつベットともいう)は除きます。  
 3. コンパウンドロープは合成織維網に含めます。

3. 労 務		単 位 人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
当 該 部 門	0301	
事 業 所	0302	

備 考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 名 及 び 所 属 部 署 氏 名	(電話 - - )

( 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	3 2 0 0	2 0 2 6				
			法人番号			





**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。